

住むなら北九州 定住・移住推進事業補助金交付要綱

目 次

- 第1章 総 則（第1条―第3条）
- 第2章 子育て・転入応援メニューにおける補助金交付申請（第4条―第13条）
- 第3章 新生活・転入応援メニューにおける補助金交付申請（第14条―第23条）
- 第4章 定住・移住促進支援メニューにおける補助金交付申請（第24条―第33条）
- 第5章 社宅建設支援メニューにおける補助金交付申請（第34条―第44条）
- 第6章 補 則（第45条―第46条）
- 附 則

第1章 総 則

（目的）

第1条 本要綱は、市外からの転入世帯等が一定の要件を満たす住宅を取得する費用や、若年世帯等が一定の要件を満たす賃貸住宅を賃借する費用、北九州市（以下、「本市」という。）又は本市近郊に事業所等を整備する企業が、新規雇用者等に対し本市に社宅を建設する費用の一部を助成し、本市への定住・移住及び街なか居住を強力に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 本要綱において、次の各号に掲げる用語は、各号に定めるところによる。

- (1) 転入 北九州市外から北九州市内の居住地へ住所を異動することをいう。
- (2) 学生 大学、短大、専門学校、高等学校等に在学し、学校に通学していることが生活の主である者をいう。
- (3) 子ども 子ども・子育て支援法（平成24年8月22日法律第65号）第6条第1項に規定する子どもをいう。
- (4) 同居 補助金の交付対象者（以下「補助対象者」という。）が親と同一の、補助金の交付対象住宅（以下「補助対象住宅」という。）に居住することをいう。
- (5) 近居 市内に親が居住しており、補助対象者が親と異なる補助対象住宅に居住することをいう。
- (6) 市内の雇用機会の増大に寄与した企業 当該年度に本市において起業した企業、新たに拠点を整備した企業、企業立地にかかる優遇制度を申請若しくは申請予定の企業又は市長が別に定める企業をいう。
- (7) 本市が実施する移住支援事業 本市への移住を促進するために企業のテレワークの定着など新たな働き方を検討するための支援事業、本市への移住希望者の居住体験の支援事業又は市長が別に定める事業をいう。
- (8) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年5月15日法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (9) 暴力団員 暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。

- (10) 街なか 居住の誘導を図る区域である別表第1で定める区域をいう。
- (11) 民間賃貸住宅 北九州市・福岡県・北九州市住宅供給公社・福岡県住宅供給公社・都市再生機構等の設置する公的住宅を除いた居住用の賃貸住宅で、次の全てを満たし、街なかに所在する住宅をいう。
- ア 建設工事の完了の日から起算して1年を経過していないもの（以下「新築」という。）ではない住宅。
- イ 昭和56年6月1日以降に着工した住宅及び、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年10月27日法律第123号）に則り耐震診断を実施し、新耐震基準を満たす住宅、又は新耐震基準を満たさない場合、耐震改修工事を施し、新耐震基準を満たす住宅（以下、「新耐震基準を満たす住宅」という。）。
- ウ 宅地建物取引業法（昭和27年6月10日法律第176号）第2条第1項第3号に規定する宅地建物取引業者が仲介を行う住宅。
- (12) 特定優良賃貸住宅 本市の認定を受けて建設された特定優良賃貸住宅のうち街なかに所在する住宅をいう。ただし、福岡県住宅供給公社及び北九州市住宅供給公社が建設したものは除く。
- (13) 空き家バンク登録住宅 北九州市空き家バンク要綱に則って媒介契約を締結したもののうち、街なかに所在する住宅をいう。
- (14) 家賃 民間賃貸住宅の賃貸借契約に定められた賃借料の月額（共益費、駐車場料金等を除く。）をいう。
- (15) 転居 北九州市内から北九州市内の居住地へ住所を異動することをいう。
- (16) 良質な住宅 次のア及びイに掲げる住宅をいう。
- ア 新築の住宅のうち、次の（ア）に該当し、かつ（イ）から（オ）までのいずれかに該当する住宅をいう。
- （ア） 一定の面積要件を満たす住宅。（戸建て住宅にあつては敷地面積が130㎡以上（都市計画法に基づき指定されている第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域は180㎡以上）、マンションにあつては住戸専用面積が50㎡以上の住宅をいう。）
- （イ） 住宅性能表示制度による建設住宅性能評価書の交付を受け、次の表の左欄に掲げる評価項目の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める等級等のいずれかを満たしている住宅。又は、同表の左欄に掲げる評価項目の2以上の評価項目（「その他（地震に対する構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）」を除く）が、それぞれ同表の右欄に定める等級等の1等級下位の等級を満たしている住宅。
- | 評価項目 | 等級等 |
|-----------------------------|-------|
| 高齢者等配慮対策等級 | 3以上 |
| 断熱等性能等級 | 4 |
| 耐震等級（構造躯体の倒壊等防止） | 2以上 |
| その他（地震に対する構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止） | 免震建築物 |
- （ウ） 独立行政法人住宅金融支援機構が定める「フラット35S」の技術基準に適合し、適合証明書の交付を受けている住宅。

- (エ) 建築物総合環境性能評価システム(CASBEE)による評価結果が「B+(よい)」以上である住宅。
- (オ) 長期優良住宅認定制度による長期優良住宅認定通知書の交付を受けている住宅。
- イ 既に建築された住宅(アに該当するものを除く。)のうち、次の(ア)から(ウ)の全ての要件を満たす住宅をいう。ただし、アの(イ)から(オ)のいずれかに該当する場合は(ウ)を満たしている住宅とみなす。
 - (ア) 一定の面積要件を満たす住宅。
 - (イ) 新耐震基準を満たす住宅。
 - (ウ) 別に定めるインスペクション(住宅診断)を実施している住宅。
- (17) 自己実現 生涯学習、趣味、コミュニティ活動、起業、就職等を行うことをいう。
- (18) 良質な社宅 建築基準法(昭和25年5月24日法律第201号)に規定する長屋、共同住宅又は寄宿舎で、次のアからケの全ての要件を満たすものをいう。
 - ア 市内において企業が自ら運営し、かつその従業員及びその家族の住居用に建設又は購入するものであること。
 - イ 一棟あたり20戸以上であること。
 - ウ 新築(建設工事の完了の日から起算して1年を経過していないもの)であること。
 - エ 社宅建設にあたり、周辺環境に配慮したものであること。
 - オ 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがないなど社宅利用として支障がないものであること。
 - カ 国又は他の地方公共団体から補助金の交付を受けていないこと。
 - キ 補助金の交付を受けた日から10年以上社宅に供すること。
 - ク 1戸あたりの住戸専用面積(バルコニー、共用部分は除く)は、世帯人員1人の場合25㎡(居間、食堂、台所その他の居住の用に供する部分が、従業員が共同して利用するため十分な面積を有する場合にあっては、18㎡)以上とし、世帯人員2人以上の場合30㎡以上とする。
 - ケ 第34条第1項第1号イの場合、社宅の工事請負契約等を別に定める期間に行うこと。
- (19) 従業員 社宅建設支援メニュー補助対象者に雇用されている者で、第36条に規定する社宅建設支援メニュー補助対象住戸(以下「社宅建設支援対象住戸」という。)に転入する者をいう。
- (20) 市近郊 直方市、行橋市、豊前市、中間市、宮若市、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町、小竹町、鞍手町、香春町、苅田町、みやこ町、上毛町、築上町、福智町、下関市をいう。
- (21) 事業所等 企業が事業の用に供する事務所、店舗、工場等のことをいう。
- (22) 新規雇用者 事業所等の操業開始の日の前後1年間に、事業所等に新たに勤務することになった転入時39歳以下の雇用者で社宅建設支援対象住戸に転入又は転居する者をいう。

(基準日)

第3条 本要綱による補助要件の基準日は、別に定めがない場合を除き、第7条第1項及び

第17条第1項及び第27条第1項及び第38条第1項の申請日とする。

第2章 子育て・転入応援メニューにおける補助金交付申請

(子育て・転入応援メニューにおける補助対象者)

第4条 子育て・転入応援メニューにおける補助対象者は、次の各号の全ての要件を満たす者とする。

- (1) 申請者が39歳以下で、かつ世帯人員2人以上の世帯で、次のいずれかに該当し、次条に規定する子育て・転入応援メニューにおける補助対象住宅（以下「子育て・転入応援対象住宅」という。）に転入する者。ただし、申請者が学生である者を除く。
 - ア 結婚後5年以内又は3ヶ月以内に結婚予定の者（以下「新婚世帯」という。）。ただし、事実婚は除く。
 - イ 子どもが2人以上いる者（以下「多子世帯」という。）。
 - ウ 親と同居又は近居し、子どもがいる者（以下「多世代同居又は近居」という。）。
 - エ 市内の雇用機会の増大に寄与した企業への勤務に際し、転入することになった者、又は本市が実施する移住支援事業を利用し、転入することになった者（以下「企業移転などに伴い移住する従業者等」という。）。
- (2) 新婚世帯は申請者が、多子世帯、多世代同居又は近居、及び企業移転などに伴い移住する従業者等は世帯全員が1年以上継続して市外に居住している者。
- (3) 転入後、原則2年以上市内に居住することができる者。
- (4) 暴力団若しくは暴力団員でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。

(子育て・転入応援メニューにおける補助対象住宅)

第5条 子育て・転入応援対象住宅は次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 民間賃貸住宅で、住戸専用面積が50㎡以上（世帯人員2人の場合は30㎡以上）の住宅であること。
- (2) 特定優良賃貸住宅のうち、家賃補助が終了した住宅であること。
- (3) 空き家バンク登録住宅であること。

(子育て・転入応援メニューにおける補助金の額)

第6条 子育て・転入応援メニューにおける補助金の交付額は、次の各号のとおりとする。

- (1) 20万円を上限として、家賃2ヶ月相当分とする。
- (2) 前号に加えて、夫婦共に1年以上継続して市外に居住している新婚世帯、又は子どもが3人以上いる多子世帯のいずれかに該当する場合、10万円を上限とし、家賃1ヶ月相当分とする。

(子育て・転入応援メニューにおける補助金交付対象者認定申請)

第7条 子育て・転入応援メニューにおける補助金の交付を受けようとする者は、子育て・転入応援対象住宅の賃貸借契約の締結前に、「住むなら北九州 定住・移住推進事業 子

育て・転入応援メニュー補助金交付対象者認定申請書（様式第1号）」のほか、市長が別に定める書類を添えて、市長が定める期間内に申請をしなければならない。

- 2 子育て・転入応援対象住宅への転入は、市長が別に定める期間に行わなければならない。
- 3 市長は、第1項の書類の提出があった場合はこれを審査し、子育て・転入応援メニューにおける補助金交付対象者であることを認定したときは、「住むなら北九州 定住・移住推進事業 子育て・転入応援メニュー補助金交付対象者認定通知書（様式第2号）」を申請者に通知するものとする。
- 4 前項の審査により、不相当と認められたときは、「住むなら北九州 定住・移住推進事業 子育て・転入応援メニュー補助金交付対象者不認定通知書（様式第3号）」を申請者に通知するものとする。
- 5 第3項に規定する「住むなら北九州 定住・移住推進事業 子育て・転入応援メニュー補助金交付対象者認定通知書」を受けた後、申請者が、当該認定申請内容を変更しようとするときは、次条に規定する補助金の交付申請前に、市長に対し、「住むなら北九州 定住・移住推進事業 補助金交付対象者認定変更届（様式第33号）」を、提出しなければならない。
- 6 前項の届出が、審査の結果、相当と認められるときは、第3項に規定する認定とみなす。ただし、補助対象となる家賃額は、変更前の家賃額を上限とする。

（子育て・転入応援メニューにおける補助金の交付申請）

第8条 前条第3項の認定を受けた者が補助金の交付を受けようとするときは、子育て・転入応援対象住宅に転入後、「住むなら北九州 定住・移住推進事業 子育て・転入応援メニュー補助金交付申請書（兼実績報告書）（様式第4号）」のほか、市長が別に定める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- 2 前項の規定による申請は、市長が別に定める期間に行わなければならない。

（子育て・転入応援メニューにおける補助金の交付決定及び額の確定）

第9条 市長は、前条第1項の申請があったときは、当該申請の内容を審査し、補助金を交付することが相当と認めたときは、予算の範囲内において補助金の交付及び補助金の額を決定し、その旨を「住むなら北九州 定住・移住推進事業 子育て・転入応援メニュー補助金交付決定（兼額確定）通知書（様式第7号）」により、申請者に通知するものとする。

- 2 前項の審査により、補助金を交付することが不相当と認めたときは、補助金の不交付を決定し、その理由を付記し、「住むなら北九州 定住・移住推進事業 子育て・転入応援メニュー補助金不交付決定通知書（様式第8号）」により、申請者に通知するものとする。

（子育て・転入応援メニューにおける補助金の請求及び交付）

第10条 前条第1項の補助金の交付決定通知を受けた者（以下「補助金交付決定者」という。）は、「住むなら北九州 定住・移住推進事業補助金交付請求書（様式第9号）」を市長に提出して補助金を請求するものとする。

- 2 市長は、前項に規定する請求があった場合は、補助金を交付するものとする。

(子育て・転入応援メニューにおける補助金の交付に関する検査及び報告)

第11条 市長は、必要があると認めるときは、補助金の交付について検査（実地検査を含む。）を行い、報告を求めることができる。

(子育て・転入応援メニューにおける補助金の交付対象者認定及び交付決定の取消し等)

第12条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付対象者認定又は交付決定を取り消すことができる。

- (1) 第7条第5項、第17条第5項、第27条第5項及び第38条第5項に規定する届出の内容が不相当と認められるとき。
- (2) 第8条第1項、第18条第1項、第28条第1項及び第39条第1項に規定する補助金の交付申請を市長が別に定める提出期限までに行わない、又は行うことができないことが明らかなきとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (4) 本要綱その他関係法令に違反したとき。
- (5) 前2号に掲げるもののほか、市長の指示等に従わなかったとき。
- (6) 警察からの通報若しくは警察への照会等により、暴力団若しくは暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であることが判明したとき。
- (7) 申請者から「住むなら北九州 定住・移住推進事業に係る取下げ届（様式第10号）」が提出されたとき。

2 市長は、前項の規定による取消しをしたときは、その旨を「住むなら北九州 定住・移住推進事業に係る取消通知書（様式第11号）」により申請者に通知するものとする。

(子育て・転入応援メニューにおける補助金の返還)

第13条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しにかかる部分について既に補助金を交付している時は、「住むなら北九州 定住・移住推進事業補助金返還命令書（様式第12号）」により返還を命ずることとする。

2 補助金の交付を受けた者は、前項に規定する命令を受けたときは、命令書に記載のある期間内に当該補助金を返納しなければならない。

3 この場合における当該補助金の返還に係る加算金及び遅延利息については、北九州市補助金等交付規則（昭和41年3月31日北九州市規則第27号。以下「補助金等交付規則」という。）第20条の規定を適用する。

第3章 新生活・転入応援メニューにおける補助金交付申請

(新生活・転入応援メニューにおける補助対象者)

第14条 新生活・転入応援メニューにおける補助対象者は、次の各号の全ての要件を満たす者とする。

- (1) 次のいずれかに該当し、次条に規定する新生活・転入応援メニューにおける補助対象住宅（以下「新生活・転入応援対象住宅」という。）に転入又は転居後、単身で生活する者。

ア 申請者が29歳以下で、市長が別に定める企業に新たに就職するため、転入又は転居する者。

イ 申請者が39歳以下で、企業移転などに伴い移住する従業者等で、1年以上継続して市外に居住している者。

(2) 転入又は転居後、原則2年以上市内に居住することができる者。

(3) 本市における市税の滞納がないこと。

(4) 暴力団若しくは暴力団員でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。

(新生活・転入応援メニューにおける補助対象住宅)

第15条 新生活・転入応援対象住宅は次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 民間賃貸住宅で、住戸専用面積が25㎡以上の住宅であること。

(2) 特定優良賃貸住宅のうち、家賃補助が終了した住宅であること。

(3) 空き家バンク登録住宅であること。

(新生活・転入応援メニューにおける補助金の額)

第16条 新生活・転入応援メニューにおける補助金の交付額は、10万円を上限として、家賃2ヶ月相当分とする。

(新生活・転入応援メニューにおける補助金交付対象者認定申請)

第17条 新生活・転入応援メニューにおける補助金の交付を受けようとする者は、新生活・転入応援対象住宅の賃貸借契約の締結前に、「住むなら北九州 定住・移住推進事業 新生活・転入応援メニュー補助金交付対象者認定申請書(様式第13号)」のほか、市長が別に定める書類を添えて、市長が定める期間内に申請をしなければならない。

2 新生活・転入応援対象住宅への転入又は転居は、市長が別に定める期間に行わなければならない。

3 市長は、第1項の書類の提出があった場合はこれを審査し、新生活・転入応援メニューにおける補助金交付対象者であることを認定したときは、「住むなら北九州 定住・移住推進事業 新生活・転入応援メニュー補助金交付対象者認定通知書(様式第14号)」を申請者に通知するものとする。

4 前項の審査により、不相当と認められたときは、「住むなら北九州 定住・移住推進事業 新生活・転入応援メニュー補助金交付対象者不認定通知書(様式第15号)」を申請者に通知するものとする。

5 第3項に規定する「住むなら北九州 定住・移住推進事業 新生活・転入応援メニュー補助金交付対象者認定通知書」を受けた後、申請者が、当該認定申請内容を変更しようとするときは、次条に規定する補助金の交付申請前に、市長に対し、「住むなら北九州 定住・移住推進事業 補助金交付対象者認定変更届(様式第33号)」を、提出しなければならない。

6 前項の届出が、審査の結果、相当と認められるときは、第3項に規定する認定とみなす。ただし、補助対象となる家賃額は、変更前の家賃額を上限とする。

(新生活・転入応援メニューにおける補助金の交付申請)

第18条 前条第3項の認定を受けた者が補助金の交付を受けようとするときは、新生活・転入応援対象住宅に転入又は転居後、「住むなら北九州 定住・移住推進事業 新生活・転入応援メニュー補助金交付申請書(兼実績報告書)(様式第16号)」のほか、市長が別に定める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

2 前項の規定による申請は、市長が別に定める期間に行わなければならない。

(新生活・転入応援メニューにおける補助金の交付決定及び額の確定)

第19条 市長は、前条第1項の申請があったときは、当該申請の内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めるときは、予算の範囲内において補助金の交付及び補助金の額を決定し、その旨を「住むなら北九州 定住・移住推進事業 新生活・転入応援メニュー補助金交付決定(兼額確定)通知書(様式第17号)」により、申請者に通知するものとする。

2 前項の審査により、補助金を交付することが不適当と認めるときは、補助金の不交付を決定し、その理由を付記し、「住むなら北九州 定住・移住推進事業 新生活・転入応援メニュー補助金不交付決定通知書(様式第18号)」により、申請者に通知するものとする。

(新生活・転入応援メニューにおける補助金の請求及び交付)

第20条 新生活・転入応援メニューにおける補助金の請求及び交付の手続きは、第10条を準用する。

(新生活・転入応援メニューにおける補助金の交付に関する検査及び報告)

第21条 新生活・転入応援メニューにおける補助金の交付に関する検査及び報告は、第11条を準用する。

(新生活・転入応援メニューにおける補助金の交付対象者認定及び交付決定の取消し等)

第22条 新生活・転入応援メニューにおける補助金の交付決定の取消し等は、第12条を準用する。

(新生活・転入応援メニューにおける補助金の返還)

第23条 新生活・転入応援メニューにおける補助金の返還は、第13条を準用する。

第4章 定住・移住促進支援メニューにおける補助金交付申請

(定住・移住促進支援メニューにおける補助対象者)

第24条 定住・移住促進支援メニューにおける補助対象者は、次の各号の全ての要件を満たす者とする。

(1) 自らの居住の用に供するため、良質な住宅の建設又は購入(以下「良質な住宅の建設

等」という。)を行った者であること。

(2) 世帯人員2人以上の世帯(3ヶ月以内に結婚予定の者を含む。以下この号において同じ。)、又は申請者が50歳未満で親と同居若しくは近居又は50歳以上で自己実現のために本市に転入する世帯人員1人の世帯で、次のア又はイのいずれかに該当する者。

又は、申請者が39歳以下の世帯人員2人以上の世帯で、次のウに該当する者。

ア 1年以上継続して市外に居住している者。

イ 市内に転入後2年以内の者で転入前1年以上継続して市外に居住していた者。

ウ 夫婦共又は夫婦どちらかが、市内に居住しかつ市外へ勤務している者。

(3) 転入又は転居後、原則2年以上市内に居住することができる者。

(4) 本市における市税の滞納がないこと。

(5) 暴力団若しくは暴力団員でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。

(定住・移住促進支援メニューにおける補助対象住宅)

第25条 定住・移住促進支援メニューにおける補助対象住宅(以下「定住・移住促進対象住宅」という)は、良質な住宅のうち、街なかに所在する住宅とする。

(定住・移住促進支援メニューにおける補助金の額)

第26条 定住・移住促進支援メニューにおける補助金の交付額は、50万円を上限として、世帯人員1人当たり15万円とする。ただし、第24条第1項第2号ア又はイに該当する者の世帯人員は、当該要件を満たす者に限る。

2 前項ただし書きに規定する世帯のうち、申請者が39歳以下の2人以上の世帯で、市内に居住する親と同居又は近居する者の世帯については、交付額に15万円を加えることができる。

3 前項の規定を適用する場合は、第1項に規定する交付額の上限を60万円とすることができる。

(定住・移住促進支援メニューにおける補助金交付対象者認定申請)

第27条 定住・移住促進支援メニューにおける補助金の交付を受けようとする者は、良質な住宅の建設等に係る契約の締結前に、「住むなら北九州 定住・移住推進事業 定住・移住促進支援メニュー補助金交付対象者認定申請書(様式第19号)」のほか、市長が別に定める書類を添えて、市長が定める期間内に申請をしなければならない。この場合において、第24条第1項第1号に掲げる要件にあつては、「行った者」を「行う予定である者」と読み替えるものとする。

2 定住・移住促進対象住宅への転入又は転居は、市長が別に定める期間に行わなければならない。

3 市長は、第1項の書類の提出があつた場合はこれを審査し、定住・移住促進支援メニューにおける補助金交付対象者であることを認定したときは、「住むなら北九州 定住・移住推進事業 定住・移住促進支援メニュー補助金交付対象者認定通知書(様式第20号)」を申請者に通知するものとする。

- 4 前項の審査により、不相当と認められたときは、「住むなら北九州 定住・移住推進事業 定住・移住促進支援メニュー補助金交付対象者不認定通知書（様式第21号）」を申請者に通知するものとする。
- 5 第3項に規定する「住むなら北九州 定住・移住推進事業 定住・移住促進支援メニュー補助金交付対象者認定通知書」を受けた後、申請者が、当該認定申請内容を変更しようとするときは、次条に規定する補助金の交付申請前に、市長に対し、「住むなら北九州 定住・移住推進事業 補助金交付対象者認定変更届（様式第33号）」を、提出しなければならない。
- 6 前項の届出が、審査の結果、相当と認められるときは、第3項に規定する認定とみなす。ただし、補助対象となる世帯人員は、変更前の人員を上限とする。

（定住・移住促進支援メニューにおける補助金の交付申請）

- 第28条 前条第3項の認定を受けた者が補助金の交付を受けようとするときは、良質な住宅の建設等が完了し、定住・移住促進対象住宅に転入又は転居後、「住むなら北九州 定住・移住推進事業 定住・移住促進支援メニュー補助金交付申請書（兼実績報告書）（様式第22号）」のほか、市長が別に定める書類を添えて、市長に申請しなければならない。
- 2 前項の規定による申請は、市長が別に定める期間に行わなければならない。

（定住・移住促進支援メニューにおける補助金の交付決定及び額の確定）

- 第29条 市長は、前条第1項の申請があったときは、当該申請の内容を審査し、補助金を交付することが相当と認めたときは、予算の範囲内において補助金の交付及び補助金の額を決定し、その旨を「住むなら北九州 定住・移住推進事業 定住・移住促進支援メニュー補助金交付決定（兼額確定）通知書（様式第23号）」により、申請者に通知するものとする。
- 2 前項の審査により、補助金を交付することが不相当と認めたときは、補助金の不交付を決定し、その理由を付記し、「住むなら北九州 定住・移住推進事業 定住・移住促進支援メニュー補助金不交付決定通知書（様式第24号）」により、申請者に通知するものとする。

（定住・移住促進支援メニューにおける補助金の請求及び交付）

- 第30条 定住・移住促進支援メニューにおける補助金の請求及び交付の手続きは、第10条を準用する。

（定住・移住促進支援メニューにおける補助金の交付に関する検査及び報告）

- 第31条 定住・移住促進支援メニューにおける補助金の交付に関する検査及び報告は、第11条を準用する。

（定住・移住促進支援メニューにおける補助金の交付対象者認定及び交付決定の取消し等）

- 第32条 定住・移住促進支援メニューにおける補助金の交付決定の取消し等は、第12条を準用する。

(定住・移住促進支援メニューにおける補助金の返還)

第33条 定住・移住促進支援メニューにおける補助金の返還は、第13条を準用する。

第5章 社宅建設支援メニューにおける補助金交付申請

(社宅建設支援メニューにおける補助対象者)

第34条 社宅建設支援メニューにおける補助対象者は、次の各号のすべての要件を満たす企業とする。

(1) 次のいずれかに該当する者。

ア 市外から転入する従業員の居住に供するための良質な社宅を建設又は購入した者。

イ 市内又は市近郊に事業所等を新たに新設又は増設することにより生まれる新規雇用の居住に供するための良質な社宅を建設又は購入した者。

(2) 法人格を有すること（但し国、地方公共団体及びその他関係機関は除く）。

(3) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者でないこと。

(4) 本市における市税の滞納がないこと。

(5) 暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。

(社宅建設支援メニューにおける補助対象社宅)

第35条 社宅建設支援メニューにおける補助対象社宅は、良質な社宅のうち、街なかに所在するものをいう。なお、単身者用の社宅については、市街化区域及び、市街化調整区域で地区計画等により単身社宅建設が可能な区域に所在する場合も可とする。

(社宅建設支援メニューにおける補助対象住戸)

第36条 社宅建設支援対象住戸は社宅建設支援メニューにおける補助対象社宅のうち、次の各号の全ての要件を満たす従業員又は新規雇用者が、居住する住戸とする。

(1) 転入又は転居後、原則2年以上居住することができる者。なお、転勤等で2年以内に居住する者が変更となる場合は、補助対象者は新たな従業員又は新規雇用者の入居に努めること。

(2) 本市における市税の滞納がないこと。

(3) 暴力団若しくは暴力団員でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。

(社宅建設支援メニューにおける補助金の額)

第37条 社宅建設支援メニューにおける補助金の交付額は、世帯人員2人以上の世帯の場合は1補助対象住戸あたり50万円、世帯人員1人の場合は1補助対象住戸あたり15万円とする。ただし、補助金の交付は、1補助対象者1年度あたり100戸を上限とする。

(社宅建設支援メニューにおける補助金交付対象者認定申請)

第38条 社宅建設支援メニューにおける補助金の交付を受けようとする者は、良質な社宅

の建設又は購入に係る契約の締結前に、「住むなら北九州 定住・移住推進事業 社宅建設支援メニュー補助金交付対象者認定申請書（様式第25号）」のほか、市長が別に定める書類を添えて、市長が定める期間内に申請をしなければならない。この場合において、第34条第1項第1及び第2号に掲げる要件にあつては、「建設又は購入した者」を「建設又は購入予定である者」と読み替えるものとする。

- 2 社宅建設支援対象住戸への転入又は転居は、市長が別に定める期間に行わなければならない。
- 3 市長は、第1項の書類の提出があつた場合はこれを審査し、社宅建設支援メニューにおける補助金交付対象者であることを認定したときは、「住むなら北九州 定住・移住推進事業 社宅建設支援メニュー補助金交付対象者認定通知書（様式第26号）」を申請者に通知するものとする。
- 4 前項の審査により、不相当と認められたときは、「住むなら北九州 定住・移住推進事業 社宅建設支援メニュー補助金交付対象者不認定通知書（様式第27号）」を申請者に通知するものとする。
- 5 第3項に規定する「住むなら北九州 定住・移住推進事業 社宅建設支援メニュー補助金交付対象者認定通知書」を受けた後、申請者が、当該認定申請内容を変更しようとするときは、次条に規定する補助金の交付申請前に、市長に対し、「住むなら北九州 定住・移住推進事業補助金交付対象者認定変更届（様式第33号）」を、提出しなければならない。
- 6 前項の届出が、審査の結果、相当と認められるときは、第3項に規定する認定とみなす。ただし、補助対象となる住戸数は、変更前の住戸数を上限とする。

（社宅建設支援メニューにおける補助金の交付申請）

第39条 前条第3項の認定を受けた者が補助金の交付を受けようとするときは、良質な社宅の建設又は購入が完了し、従業員又は新規雇用者が社宅建設支援対象住戸に転入又は転居後、「住むなら北九州 定住・移住推進事業 社宅建設支援メニュー補助金交付申請書（兼実績報告書）（様式第28号）」のほか、市長が別に定める書類を添えて、市長に申請しなければならない。なお、事業所等の新設又は増設についても交付申請時までに完了していなければならない。

- 2 前項の規定による申請は、市長が別に定める期間に行わなければならない。

（社宅建設支援メニューにおける補助金の交付決定及び額の確定）

第40条 市長は、前条第1項の申請があつたときは、当該申請の内容を審査し、補助金を交付することが相当と認めたときは、予算の範囲内において補助金の交付及び補助金の額を決定し、その旨を「住むなら北九州 定住・移住推進事業 社宅建設支援メニュー補助金交付決定（兼額確定）通知書（様式第31号）」により、申請者に通知するものとする。

- 2 前項の審査により、補助金を交付することが不相当と認めたときは、補助金の不交付を決定し、その理由を付記し、「住むなら北九州 定住・移住推進事業 社宅建設支援メニュー補助金不交付決定通知書（様式第32号）」により、申請者に通知するものとする。

(社宅建設支援メニューにおける補助金の請求及び交付)

第41条 社宅建設支援メニューにおける補助金の請求及び交付の手続きは、第10条を準用する。

(社宅建設支援メニューにおける補助金の交付に関する検査及び報告)

第42条 社宅建設支援メニューにおける補助金の交付に関する検査及び報告は、第11条を準用する。

(社宅建設支援メニューにおける補助金の交付対象者認定及び交付決定の取消し等)

第43条 社宅建設支援メニューにおける補助金の交付決定の取消し等は、第12条を準用する。

(社宅建設支援メニューにおける補助金の返還)

第44条 社宅建設支援メニューにおける補助金の返還は、第13条を準用する。

第6章 補 則

(その他)

第45条 補助金の交付等に関しては、本要綱に定めるもののほか、補助金等交付規則に定めるところによる。

(委任)

第46条 本要綱の施行に関し必要な事項は、建築都市局長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 本要綱は、平成28年6月23日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の規定は、平成28年6月23日以後に認定申請を行ったものに適用し、この要綱の施行の日の前日までに認定申請を行ったものについては、なお従前の例による。

付 則

(施行期日)

本要綱は、平成29年4月17日から施行する。

付 則

(施行期日)

本要綱は、平成29年5月18日から施行する。

付 則

(施行期日)

本要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

本要綱は、平成30年6月23日から施行する。

付 則

(施行期日)

本要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

本要綱は、令和元年5月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

本要綱は、令和元年7月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

本要綱は、令和2年8月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

本要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1 街なかの区域

街なかの区域に含まれる町名は以下のとおり。ただし、都市計画法に基づき指定されている市街化調整区域及び工業専用地域、又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年5月8日法律第57号）に基づき指定されている土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域は対象外とする。

【門司区】

泉ヶ丘	下二十町	畑田町
稲積1～2丁目	下馬寄	浜町
梅ノ木町	社ノ木1～2丁目	羽山1丁目
老松町	庄司町	原町別院
大久保1～3丁目	白野江1～4丁目	東新町1～2丁目
大字大積	新開	東本町1～2丁目
花月園	新原町	東馬寄
風師1丁目	大里新町	東港町
春日町	大里戸ノ上1～3丁目	東門司1～2丁目
片上海岸	大里原町	光町1丁目
上本町	大里東1～4丁目	広石1丁目
上馬寄1～3丁目	大里東口	藤松1～3丁目
大字吉志	大里本町1～3丁目	不老町1～2丁目
吉志1～4丁目	大里桃山町	別院
吉志新町1～3丁目	高砂町	法師庵
旧門司1丁目	高田1～2丁目	本町
清滝1～5丁目	谷町1～2丁目	松原1～3丁目
清見1～4丁目	田野浦1～2丁目	丸山1～2丁目
葛葉1～3丁目	恒見町	丸山吉野町
大字黒川 (※)	長谷1～2丁目	緑ヶ丘
黒川西1、3丁目	中二十町	港町
黒川東1～2丁目	中町	南本町
黄金町	鳴竹1～2丁目	柳原町
小松町	西海岸1～3丁目	柳町1～4丁目
小森江2、3丁目	錦町	矢筈町
栄町	西新町1丁目	
寺内2丁目	大字畑	

(※) 区域が2箇所以上あり、一部街なかの区域に含まれない区域がある町名

【小倉北区】

青葉1～2丁目	熊谷4～5丁目	高峰町
赤坂1、5丁目	熊本1～4丁目	豎林町
浅野1～3丁目	黒住町	豎町1～2丁目
朝日ヶ丘	黒原3丁目	田町
足原1～2丁目	黄金1～2丁目	常盤町
愛宕1～2丁目	米町1～2丁目	中井1～5丁目
足立1丁目	小文字1丁目	中井口
泉台1～3丁目	紺屋町	中井浜
板櫃町	菜園場1～2丁目	中島1～2丁目
井堀1～3丁目	堺町1～2丁目	中津口1～2丁目
今町1～2丁目	三郎丸1～3丁目	長浜町
鑄物師町	重住3丁目	西港町
魚町1～4丁目	篠崎1～2、5丁目	萩崎町
宇佐町1～2丁目	下到津1～5丁目	馬借1～3丁目
江南町	下富野1～5丁目	原町1～2丁目
大田町	城内	日明1～5丁目
大手町	城野団地	東篠崎1～3丁目
大島1～3丁目	昭和町	東城野町
鍛冶町1～2丁目	白銀1～2丁目	東港1丁目
片野1～5丁目	白萩町	平松町
片野新町1～3丁目	神幸町	古船場町
金田1～3丁目	新高田1丁目	弁天町
上到津1～4丁目	親和町	真鶴1～2丁目
上富野1～5丁目	須賀町	緑ヶ丘1～3丁目
香春口1～2丁目	砂津1～3丁目	南丘1～2丁目
神岳1～2丁目	船頭町	三萩野1～3丁目
貴船町	船場町	都1～2丁目
木町1～4丁目	大門1～2丁目	室町1～3丁目
京町1～4丁目	高尾2丁目	明和町
清水1～4丁目	高浜1～2丁目	吉野町
霧ヶ丘1、3丁目	高坊1～2丁目	若富士町
金鷄町	高見台	

【小倉南区】

石田町	下南方1～2丁目	沼本町1～2、4丁目
石田南1、3丁目	城野1～4丁目	沼緑町1～5丁目
長行西1～5丁目	星和台1～2丁目	沼南町1～2丁目
長行東1～3丁目	大字高津尾	八幡町
上石田1～4丁目	高野1～4丁目	葉山町1～3丁目
上葛原1～2丁目	田原1～3丁目	春ヶ丘
上曾根3丁目	田原新町1～3丁目	東貫1～3丁目
上貫1～3丁目	津田1～4丁目	東水町
上吉田1～6丁目	津田新町1～4丁目	日の出町1～2丁目
蒲生1～5丁目	大字徳吉 (※)	富士見1～3丁目
企救丘1～6丁目	徳吉西1～3丁目	舞ヶ丘2～5丁目
北方1～5丁目	徳吉東1～2、4～5丁目	大字南方
朽網西1～2、4～6丁目	徳吉南1、3丁目	南方1～5丁目
朽網東1～3丁目	徳力1～7丁目	南若園町
葛原1、5丁目	徳力新町1～2丁目	守恒1～5丁目
葛原東1～5丁目	徳力団地	守恒本町1～3丁目
葛原本町1、4～6丁目	長尾1～2、4～6丁目	八重洲町
葛原元町1～2丁目	中曾根1～6丁目	山手1～3丁目
大字志井	中曾根東1丁目	湯川1、5丁目
志井1～6丁目	中貫1～2丁目	湯川新町1～4丁目
重住1～2丁目	中貫本町	大字横代
志徳1～2丁目	長野1～3丁目	横代北町1～5丁目
下石田1～3丁目	長野本町2丁目	横代東町1～3丁目
下城野1～3丁目	中吉田1～6丁目	横代南町2丁目
下曾根1～4丁目	西水町	大字吉田 (※)
下曾根新町	蜷田若園1～3丁目	若園1～5丁目
下貫1～4丁目	沼新町1～3丁目	

(※) 区域が2箇所以上あり、一部街なかの区域に含まれない区域がある町名

【若松区】

青葉台西1～5丁目	向洋町	花野路1～3丁目
青葉台東1～2丁目	小敷ひびきの1～3丁目	浜町1～3丁目
青葉台南1～3丁目	桜町	大字払川
赤岩町	塩屋1～4丁目	原町
赤崎町	下原町	東小石町
赤島町	修多羅1～2丁目	東畑町
大字安瀬	高須北1～3丁目	東二島1～5丁目
今光1丁目	高須西1～2丁目	ひびきの
栄盛川町	高須東1～4丁目	ひびきの北
老松1～2丁目	高須南1～4丁目	ひびきの南1～2丁目
大井戸町	棚田町	深町1～2丁目
大字大鳥居	童子丸1～2丁目	藤ノ木1～3丁目
片山1～3丁目	大字頓田	二島1～6丁目
上原町	中川町	古前1丁目
鴨生田1～4丁目	波打町	本町1～3丁目
北浜1丁目	西小石町	南二島1丁目
響南町	西園町	宮丸1～2丁目
くきのうみ中央	西天神町	用勺町
久岐の浜	白山1～2丁目	和田町
大字小石	大字島田 (※)	
小石本村町	島田1～3丁目	

【八幡東区】

荒生田1～3丁目	清田1～2丁目	中畑1丁目
石坪町	山路松尾町	西本町1～4丁目
祝町1～2丁目	山王1～2丁目	八王寺町
枝光1～2丁目	昭和1～3丁目	春の町1～5丁目
枝光本町	白川町	東田1～4丁目
大蔵1丁目	諏訪1丁目	日の出1丁目
尾倉1～3丁目	高見1～2、4丁目	平野1～3丁目
上本町1～2丁目	竹下町	前田1～3丁目
川淵町	茶屋町	松尾町
祇園1～4丁目	中央1～3丁目	宮の町1～2丁目
祇園原町	槻田2丁目	桃園1～4丁目

(※) 区域が2箇所以上あり、一部街なかの区域に含まれない区域がある町名

【八幡西区】

相生町	光明 1～2 丁目	野面 1～2 丁目
青山 1～3 丁目	小鷲田町	則松 1～7 丁目
浅川町	小嶺 1～3 丁目	則松東 1～2 丁目
大字浅川 (※)	小嶺台 1～4 丁目	萩原 1～3 丁目
浅川 1～2 丁目	大字木屋瀬	馬場山
浅川学園台 1～4 丁目	木屋瀬 1～5 丁目	馬場山西
浅川台 1～2 丁目	木屋瀬東 1～4 丁目	馬場山東 1～3 丁目
浅川日の峯 1～2 丁目	大字金剛	馬場山緑
大字穴生	金剛 1～3 丁目	東石坂町
穴生 1～4 丁目	幸神 1～4 丁目	東王子町
池田 1～3 丁目	桜ヶ丘町	東折尾町
石坂 1～3 丁目	大字笹田	東神原町
泉ヶ浦 1、3 丁目	さつき台 1～2 丁目	東鳴水 1～3 丁目
医生ヶ丘	里中 1～3 丁目	東浜町
市瀬 1～2 丁目	三ヶ森 1～4 丁目	東曲里町
岩崎 2～4 丁目	下上津役 1～4 丁目	引野 1～3 丁目
上の原 1～4 丁目	下上津役元町	藤田 1～4 丁目
永犬丸 1～5 丁目	下畑町	藤原 1～4 丁目
永犬丸西町 2～3 丁目	自由ヶ丘	船越 1～3 丁目
永犬丸東町 1～3 丁目	松寿山 1～3 丁目	舟町
永犬丸南町 1～5 丁目	陣原 1～5 丁目	別所町
大浦 1～3 丁目	陣山 1～3 丁目	北筑 1～3 丁目
大平 1～3 丁目	菅原町	星ヶ丘 1～7 丁目
大平台	瀬板 1 丁目～2 丁目	堀川町
岡田町	星和町	大字本城
沖田 1～5 丁目	大膳 1～2 丁目	本城 1～5 丁目
御開 1～5 丁目	高江 1～5 丁目	本城学研台 1～3 丁目
折尾 1～5 丁目	鷹の巣 1～3 丁目	本城東 1～6 丁目
春日台 1～6 丁目	竹末 1～2 丁目	町上津役西 1～4 丁目
香月中央 1～3 丁目	田町 1～2 丁目	町上津役東 1～3 丁目
香月西 1～4 丁目	茶売町	的場町
上上津役 1～5 丁目	茶屋の原 1～3 丁目	真名子 1～2 丁目
岸の浦 1～2 丁目	千代 1～5 丁目	丸尾町
北鷹見町	千代ヶ崎 1～3 丁目	光貞台 1～3 丁目
吉祥寺町	筒井町	南王子町
貴船台	鉄王 1～2 丁目	南鷹見町
楠北 1～3 丁目	鉄竜 1～2 丁目	南八千代町
楠木 1～2 丁目	東筑 1～2 丁目	美原町
大字楠橋	塔野 1、3 丁目	棕枝 1～2 丁目
楠橋下方 1～3 丁目	友田 1～3 丁目	森下町
楠橋西 1～2 丁目	長崎町	屋敷 1 丁目
楠橋東 2 丁目	中須 1～2 丁目	八千代町
楠橋南 1～3 丁目	中の原 1～3 丁目	八枝 1～5 丁目
熊手 1～3 丁目	西王子町	山寺町
熊西 1～2 丁目	西折尾町	夕原町
黒崎 1～5 丁目	西神原町	養福寺町
黒崎城石	西鳴水 1 丁目	力丸町
皇后崎町	西曲里町	若葉 1～3 丁目
紅梅 1～3 丁目	大字野面	割子川 1～2 丁目

(※) 区域が 2 箇所以上あり、一部街なかの区域に含まれない区域がある町名

【戸畑区】

旭町	正津町	初音町
浅生1～3丁目	新池1～3丁目	東大谷1、3丁目
一枝1～3丁目	新川町	東鞆ヶ谷町
沖台1～2丁目	菅原1～4丁目	福柳木1～2丁目
川代2丁目	仙水町	牧山1丁目
観音寺町	千防1～3丁目	牧山海岸
北鳥旗町	高峰1丁目	牧山新町
銀座1～2丁目	土取町	丸町1丁目
小芝1～3丁目	天神1～2丁目	南鳥旗町
幸町	天籟寺1～2丁目	明治町
境川1～2丁目	中原西1～3丁目	元宮町
沢見1～2丁目	中原東1～4丁目	夜宮1～3丁目
三六町	中本町	
汐井町	西鞆ヶ谷町	